

○用地調査等業務費積算基準の運用

1 都市計画認可事業に係る裁決申請書（案）の作成（第9－[二]－3関係）

都市計画認可事業で裁決申請図書の作成を委託する場合（1回目の委託時に限る。）の「表6－10」は、下表を適用する。

種目	単位	職種	外業	内業	計	備考
裁決申請書 (案)の作成	件	主任技師	—	0.27	0.27人	
		技師A	—	4.60	4.60人	
		技師B	—	4.60	4.60人	

2 地盤変動影響調査に係る水準測量（第14－[一]－3及び4関係）

地盤変動影響調査算定要領第9条第2項第1号及び第11条の調査に当たり水準測量を実施する場合は、広島県が定める土木設計業務等標準積算基準書及び同基準書＜参考資料＞により積算するものとする。

この場合の積算歩掛は、土木設計業務等標準積算基準書第1編測量編第2章測量業務標準歩掛第3節水準測量のうち、「3－1－4 4級水準測量観測」を適用するものとする。

なお、積算に当たっての取扱いは次による。

(1) 地域差による変化率

地域差による変化率の補正は行わないものとする。

(2) 設計数量

設計数量は、調査対象物の周長と任意の水準点までの距離（50mを標準とする。）の合計とする。

なお、任意の水準点は事前・事後において使用するため、工事等により取り壊されることがなく、沈下等のおそれのない箇所に設置するものとする。